

福祉



音楽を通じて 親子で楽しく

音楽療法士と一緒に心身のリラクセスを図り、親子で楽しい時間を過ごしませんか。
日時 11月27日 午前10時30分～11時30分 会場 総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象 障害や発育に心配のある幼児から小学生と保護者、先着二十組 申し込み 11月22日 までにボランティアセンター 232 3848へ

母子家庭などの クリスマス会

日時 12月23日 午後1時～3時 会場 総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象 小6以下の母子・父子家庭児と保護者、百



100歳おめでとー

根岸いくさん

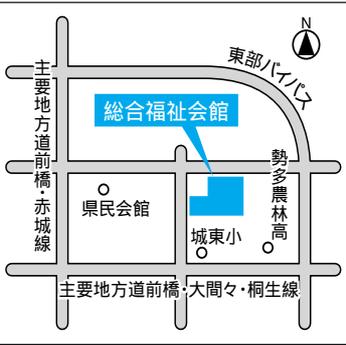
(駒形町)

明治37年11月5日生まれ

障害福祉課が移転

22日から総合福祉会館で業務

障害福祉課が11月22日から総合福祉会館(日吉町二丁目)へ移転。障害者福祉関係の手続きは同館で行います。
...問い合わせは障害福祉課 890-6140(11月22日からは219-2001)へ。



環境衛生

クリーン前橋

前橋駅前通りで

クリーン前橋運動推進協議会とすばらしい前橋 市民活動協議会では、今年もJR前橋駅前通りを中心に、清掃奉仕活動を行います。軍手とゴミ袋は主



みんなで清掃しきれいな街に

催者が用意。皆さんで参加してください。

日時 11月23日 午前7時～8時 会場 前橋駅前通り周辺
申し込み 当日午前7時までに東和銀行本店前「憩いの広場」へ直接
問い合わせは商工会議所

234 5111へ。

事例1 「床下の無料点検です」と業者が訪問。点検後、「床下に湿気がある。このままでは家の土台が腐って大変なことになる」と高額な床下換気扇の取り付け工事を勧められました。家が大丈夫か不安でしたが、契約は断ることに。初めから工事を勧められると分かっていれば、点検を頼みませんでした。

回答 訪問販売など、消費者トラブルの多い特定の商取引を規制している特定商取引法が、今年十一月十一日に改正されました。これによって、事業者は勧誘に先立ち、まず販売目的をはっきりと伝えることが義務付けられました。

特定商取引法が改正

販売目的を確認しましょう



品を受け取り、数人の友人を勧誘しましたが、結局契約は取れず、人間関係も壊れてしまいました。商品はまだ使っていないので、返品し退会することはできないでしょうか。

回答 この事例の場合、クーリングオフ期間が過ぎていたので、一方的に契約を解除することはできません。

しかし、今回の法改正によって、改正日以後に入会し、一年未満に消費者が退会する場合は、商品を受け取ってから九

十日未満の未使用の物であれば、返品し、適正な返金を受けられるようになりました。

問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。

消費者の豆知識

「れる」と誘われ、マルチ商法の組織に入会しました。商